

せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務委託仕様書

1. 委託業務名

せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務

2. 目的

奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」を活用した情報発信・PRを行うことで、奈良県観光の話題性を高め、奈良県外からの観光誘客を促進する。

3. 委託内容

以下の業務を企画運営すること

(1) 県が指定する行事等におけるせんとくんの操演の実施

・県との協議により契約金額の範囲内で県が指定する行事等への出演を決定し、当該行事等での操演を実施すること。

- ① 首都圏等で開催するイベント・テレビ番組等への出演（20回程度）
- ② 名古屋圏で開催するイベント・テレビ番組等への出演（5回程度）
- ③ 関西圏で開催するイベント・テレビ番組等への出演（10回程度）
- ④ 県内で開催するイベント・テレビ番組等への出演（25回程度）

・上記の業務を遂行するために必要な体制を整備すること。

① 「せんとくんダンス」を踊れるキャスト及びアテンドスタッフの確保

※ 「せんとくん」の着ぐるみに入るキャストは、身長160cm未満の女性が望ましい。

② 「せんとくん」の操演スケジュール調整

※ イベント主催者等との連絡調整についても、受託事業者側で行うこととする。

※ 操演に係る人件費・交通費・宿泊費及び着ぐるみの発送料金などの経費は委託料に含む。

(2) Twitter等SNSを活用したせんとくんの活動状況報告及び奈良県の情報発信の実施

（平均週1回以上更新するものとする）

(3) 貸与物品の管理・メンテナンスの実施

下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング及び必要に応じた補修等を実施すること。

貸与物品・・・せんとくん着ぐるみ（菩薩）2体

せんとくん着ぐるみ衣裳（官服・桜・紅葉）各2着

せんとくん着ぐるみ（袴）1体（予定）

せんとくん着ぐるみ用物品（官服・桜・紅葉・袴（予定））一式

(4) 実績報告

四半期ごとに、以下の内容について報告書にまとめ、各四半期終了後10日以内に提出すること。
ただし、第4四半期については平成31年3月31日までに提出すること。

- ① 出演したイベント等で撮影した画像データと参加したイベントでの業務内容
- ② Twitter等SNSを活用した情報発信の内容
- ③ 貸与物品の管理・メンテナンス業務内容

4. 業務の予定場所

奈良県内各所及び全国各地

5. 実施体制

本事業を行うため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

:

6. 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

7. その他事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を甲に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 仕様変更について

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(4) 情報セキュリティの考え方

本業務において収集・保有する情報に含まれる個人情報について、その取扱いには細心の注意を払い、個人情報保護法、奈良県個人情報保護条例等関係法令に違反しないこと。

(5) その他

本業務の実施にあたっては、甲の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。